

石川県文化財保護審議会の審議結果について

- 1 令和3年1月15日(金)午前10時から開催された「石川県文化財保護審議会(会長 水野 一郎)」において、石川県教育委員会から諮問された次の案件について、「保存する価値を有すると認め、石川県指定文化財に指定することが適当である。」旨の答申があった。

- ・有形文化財(歴史資料)

かなざわせいせんじもんじょ つけたりくろうるしぬりながもち ごようだんす
「金沢瑞泉寺文書 附 黒漆塗長持・御用箆笥」

- 2 今回の答申案件については、今後開催される石川県教育委員会会議に付議され、議決が得られれば、県公報で告示し、正式に県指定文化財となる。
- 3 今回の答申案件を加えると、県指定有形文化財は240件となり、県指定文化財の総数は351件となる。

金沢瑞泉寺文書 附黒漆塗長持・御用箆笥

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）
- 2 員 数 17,653点 附3棹
- 3 所 在 地 金沢市立玉川図書館近世史料館（金沢市玉川町2番20号）
- 4 所 有 者 宗教法人瑞泉寺
- 5 年 代 江戸時代～明治時代
- 6 概 要

瑞泉寺は戦国時代、加賀国石川郡における有力寺院であった押野村^{じょう}上宮寺^{ぐうじ}を起源とし、江戸時代に入って金沢に移転した浄土真宗東方の寺院である。寛永10年（1633）、越中の井波瑞泉寺から住職を迎えたとき寺号を瑞泉寺と改めた。享保14年（1729）には金沢安江木町^{やすえきまち}の専光寺と並んで浄土真宗東方の触頭^{ふれがしら}役に加えられ、共に加賀国金沢・石川郡・河北郡及び能登国羽咋郡押水分^{ふれした}の触下寺院の支配にあたった。

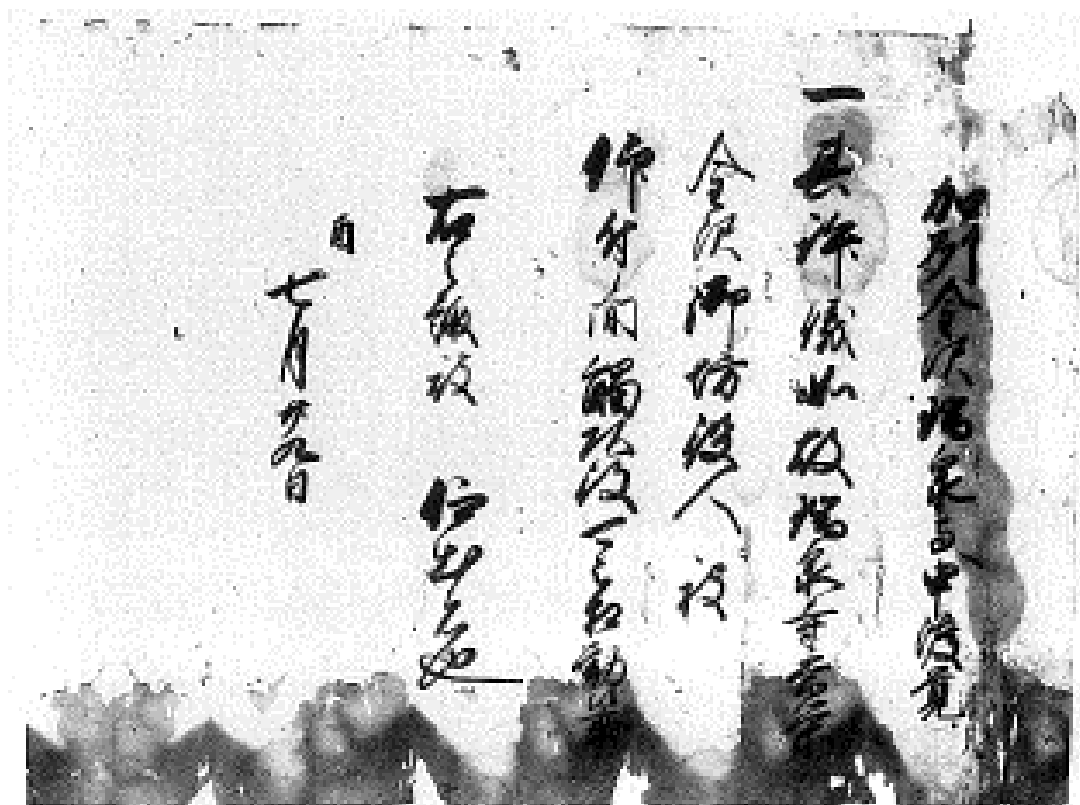
本文書は、江戸時代中期から明治時代前期までの古文書が大半を占め、触頭文書と自坊文書に大別される。触頭文書は、瑞泉寺が務めた触頭役に関する文書であり、江戸時代中期以降、黒漆塗長持や御用箆笥などに収めて、専光寺・瑞泉寺両寺院に金沢材木町の善福寺を加えた金沢の触頭三カ寺の間で持ち回られ、廃藩時に瑞泉寺の手元にあったものが、現在まで保管されている。自坊文書は瑞泉寺が金沢に移転したのち作成された個別寺院経営に係る文書である。

触頭文書のなかでは、触下各寺院から提出された各種書類が一括して保存され、加賀藩・東本願寺からの下達文書及び触下への取次書類も多数残り、藩の寺院政策や東本願寺の教団統制の具体が記されている。触下寺院からの申請・届出類などから寺院支配の実情を知ることができる。特に文化13年（1816）の五尊宝物等改帳は触下寺院の大半が残っており貴重である。

自坊文書については、瑞泉寺の報恩講や本堂再建の托鉢、住職・家族の日常生活における交際・家計に係る文書が多数残り、瑞泉寺の檀家に関する文書群もある。菓子・呉服・料理・貸本など多彩な嗜好品の通帳や引札、領収書類からは触頭寺院の豊かな消費生活を窺うこともできる。

本文書は、藩政期における加賀藩の寺院支配や近世真宗寺院の実態を知る上で、質・量ともに優れた史料であり、金沢城下町の生活文化に関する情報も豊富であることから、有形文化財に指定して保存を図るものである。

金沢瑞泉寺文書 附黒漆塗長持・御用筆筒



触頭役補任二付申渡状



五尊宝物等改帳



文書が保管されていた長持



文書が保管されていた箆笥